

令和2年11月13日
事務連絡

各地方農政局農村振興部農村計画課長 殿

農村振興局農村政策部
農村計画課課長補佐（農地転用班）

認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて

このことについて、土地改良事業への支障や周辺農地における農業への支障を未然に防ぐため、「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて」（平成16年6月2日付け総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課制度係長事務連絡。参考1のとおり。）に基づき、認定電気通信事業者に対し、都道府県知事又は指定市町村（農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項に規定する指定市町村をいう。）の長との調整（以下「事前調整」という。）について周知徹底されていたところです。

今般、令和2年地方分権改革に関する提案募集において、一定の場合に事前調整を不要とすることについて提案があったこと（別添1のとおり。）を踏まえ、別添2のとおり、当職から北海道農政部経営局農地調整課長宛て事務連絡を発出しましたので御了知願います。

貴職におかれては、貴管内の都府県の農地担当に対してこの旨別添2と同様に御連絡いただきますようお願いいたします。

なお、このことについては、別添3のとおり総務省において連絡されているので御了知願います。

令和2年11月13日
事務連絡

内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部
農村計画課課長補佐（農地転用班）

認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて

このことについて、土地改良事業への支障や周辺農地における農業への支障を未然に防ぐため、「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて」（平成16年6月2日付け総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課制度係長事務連絡。参考1のとおり。）に基づき、認定電気通信事業者に対し、都道府県知事又は指定市町村（農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項に規定する指定市町村をいう。）の長との調整（以下「事前調整」という。）について周知徹底されていたところです。

今般、令和2年地方分権改革に関する提案募集において、一定の場合に事前調整を不要とすることについて提案があったこと（別添1のとおり。）を踏まえ、別添2のとおり、当職から北海道農政部経営局農地調整課長宛て事務連絡を発出しましたので御了知願います。

貴職におかれては、沖縄県の農地担当に対してこの旨別添2と同様に御連絡いただきませうようお願いいたします。

なお、このことについては、別添3のとおり総務省において連絡されているので御了知願います。